関係法令

R3

（Ｎｏ．28）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の建築物の床面積を超えることとなる場合、建築基準法第 52 条第 1 項に基づく容積率の算定の基礎となる延べ面積には、当該建築物の延べ面積の 1/10 を限度に算入しないものとする。
- ✕ 都市の低炭素の促進に関する法律60条
  - 同法施行令13条
  - 建築基準法52条１項

2．「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、一戸建ての請負型規格住宅を 1 年間に新たに 300 戸建設する特定建設工事業者は、当該住宅をエネルギー消費性能の一層の向上のために必要な住宅の構造及び設備に関する基準に適合させるよう努めなければならない。
- 建築物省エネ法31条、32条１項
  - 同法施行令13条一号

3．「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 耐震改修促進法16条１項

4．「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について担保の責任を負うべき期間を、引き渡した時から 20 年間とすることができる。
- 品確法97条
  - 同法94条１項、95条１項

（Ｎｏ．30）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事において、当該解体工事に係る部分の床面積の合計が 80 m2以上の場合は、当該工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の７日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 建設リサイクル法
  - 9条１項、３項、10条１項
  - 同法施行令2条１項一号

2．「都市計画法」に基づき、開発許可の申請に当たって、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務経験を有していない者であっても、開発区域の面積が 1 ha未満の開発行為に関する設計に係る設計図書を作成することができる。
- 都計法31条
  - 同法施行規則18条、19条一号

3．「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害特別警戒区域内において、予定建築物が自己の居住の用に供する住宅である開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ✕ 土砂災害防止法
  - １０条１項、２項

4．「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者は、建築工事の完了前に新築住宅を販売する際には、その広告、契約及び媒介については、建築基準法第６条第１項の確認等所定の処分があった後でなければしてはならない。
- 宅建業法33条、36条

R2

（Ｎｏ．29）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「景観法」に基づき、景観計画区域内において、建築物の外観を変更することとなる模様替をしようとする者は、あらかじめ、行為の種類、場所、設計又は施行方法等について、景観行政団体の長の許可を受けなければならない。
- ✕ 景観法16条１項一号

2．「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、高さが５m以上のコンクリート造の工作物の解体の作業については、作業主任者を選任しなければならない。
- 労働安全衛生法14条
  - 同法施行令6条十五号の五

3．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、解体工事業を営もうとする者は、建設業法に基づく土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る建設業の許可を受けている場 合を除き、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 建設リサイクル法
  - 21条１項

4．「労働安全衛生法」に基づく石綿障害予防規則により、事業者は、建築物の解体の作業を行うときは、あらかじめ、当該建築物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。
- 石綿障害予防
  - 規則3条１項

（Ｎｏ．30）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅の建設工事の請負人は、設計住宅性能評価書の写しを請負契約書に添付した場合においては、当該設計住宅性能評価書の写しに表示された性能を有する住宅の建設工事を行うことを契約したものとみなす。
- 品確法6条１項、４項

2．「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主は、特定建築物以外の建築物で床面積の合計が 300 m2以上のものを新築をしようとするときは、所定の事項に関する計画の所管行政庁への届出に併せて、建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずるものとして、登録建築物エネルギー消費性能判定機関が行う建築物のエネルギー消費性能に関する評価の結果を記載した書面を提出することができる。
- 建築物省エネ法
  - 19条１項、４項
  - 同法施行令８条
  - 同法施行規則13条の２第１項

3．「宅地建物取引業法」に基づき、宅地建物取引業者は、既存の建物の売買の相手方等に対して、その契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして、建物状況調査を実施している場合におけるその結果の概要、建物の建築及び維持保全の状況に関する書類の保存の状況等、所定の事項を記載した書面等を交付して説明をさせなければならない。
- 宅建業法35条１項六号の二

4．「宅地造成等規制法」に基づき、宅地造成工事規制区域内において、盛土のみの宅地造成に関する工事であって、盛土をする土地の面積が 500 m2で、高さ１mの崖を生ずることとなる場合には、造成主は、原則として、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 宅地造成等規則法
  - 8条１項
  - 同法施行令３条ニ号及び四号
  - ✕

H29

（Ｎｏ．29）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「宅地造成等規制法」に基づき、宅地造成工事規制区域内において、切土のみの宅地 造成に関する工事であって、切土をする土地の面積が 500m2で、高さ２mの崖を生ずることになる場合には、造成主は、原則として、都道府県知事の許可を受けな ければならない。
- ✕ 宅地造成等規則法8条１項

2．「水道法」に基づき、給水装置における家屋の主配管は、配管の経路について構造物 の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにし なければならない。
- 水道法16条
  - 同法施行令６条２項

3．「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、特　別警戒区域内において、予定建築物が分譲住宅である開発行為をしようとする者は、 原則として、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 土砂災害防止法
  - 10条１項、２項

4．「都市計画法」に基づき、開発許可の申請に当たって、一級建築士の資格を有する者 で、宅地開発に関する技術に関して２年以上の実務の経験を有するものは、開発区 域の面積が 20ha未満の開発行為に関する設計に係る設計図書を作成することができる
- 都計法31条
  - 同規則19条一号ヘ

（Ｎｏ．27）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から　10年間、住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)について、民法第　634条第１項及び第２項前段に規定する担保の責任を負う。
- 品確法94条1項
  - 同法施行令5条

2．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、その施工に特定建設資 材を使用する建築物の床面積 200m2の増築の工事(請負代金の額が 4,000万円)で、当該建築物の増築後の床面積の合計が 500m2であるものの受注者は、原則として、分別解体等をしなければならない。
- ✕ 建設リサイクル法
  - ９条１項、３項、
  - 同法施行令２条1項二号、三号

3．「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、分譲事業者は、譲受人を決定 するまでに相当の期間を要すると見込まれる場合においては、単独で長期優良住宅 建築等計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。
- 長期優良住宅法５条３項

4．「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築主等は、エネル ギー消費性能の向上のための建築物に設けた空気調和設備等の改修をしようとする ときは、建築物エネルギー消費性能向上計画を作成し、所管行政庁の認定を申請す ることができる。
- 建築物省エネ法34条1項
  - 同法6条2項

R元

（Ｎｏ．27）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅新築請負契約又は新築住宅の売買契約における瑕疵担保責任の特例において、「住宅の構造耐力上主要な部分等」には、「雨水を排除　するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部　分」は含まれない。
- ✕ 品確法94条1項
  - 品確法95条1項
  - 同法施行令５条２項二号

2．「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、要安全確認計画記載建築物の所有者は、当 該建築物について耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められる ときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 耐震改修促進法１１条

3．「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、特定建設資材を用いた建築物に係 る解体工事で、当該建築物（当該解体工事に係る部分に限る。）の床面積の合計が 100　m2であるものの発注者は、工事に着手する日の７日前までに、所定の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 建設リサイクル法
  - ９条１項、３項、10条１項
  - 同法施行令２条１項一号

4．「労働安全衛生法」に基づき、事業者は、建設業の仕事において、耐火建築物又は準耐火建築物 で、石綿等が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事を開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の 14 日前までに、労働基準監督署長に届け出なければならない。
- 労働安全衛生法88条3項
  - 規則９０条五号の二

（Ｎｏ．30）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、特定建築物以外の建築物の新築 において、建築主が所定の事項に関する計画を所管行政庁に届け出なければならないのは、床面積の合計が 2,000 m2以上の場合である。
- ✕ 建築物省エネ法
  - 19条1項一号
  - 同法施行令8条1項

2．「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅建築等計画の認定を申請 す る者は、所管行政庁に対し、当該計画を建築主事に通知し、当該計画が建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。
- 長期優良住宅法6条2項

3．「景観法」に基づき、景観計画区域内において、建築物の建築等をしようとする者は、原則として、 あらかじめ、所定の事項を景観行政団体の長に届け出なければならず、景観行政団体がそ の届出を受理した日から 30 日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
- 景観法16条1項一号

4．「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を受けた者は、 当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更をしようとするときは、原則として、所定の 申請書等を提出して所管行政庁の認定を受けなければならない。
- 都市の低炭素化の促進に関する法律55条1項

H30

（Ｎｏ．30）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定基準に適合させるための措置をとることにより通常の床面積を超えることとなる場合、建築基準法第52 条第1項に基づく容積率の算定の基礎となる延べ面積には、一定の限度内の床面積は、算入しないものとする。
- 都市の低炭素化の促進に関する法律60条

2．「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者は、所管行政庁に対し、当該計画を建築主事に通知し、当該計画が建築基準法に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出ることができる。
- 都市の低炭素化の促進に関する法律54条２項

3．「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた者は、建築基準法に基づく確認申請書を建築主事に提出するときに、併せて適合判定通知書又はその写しを提出しなければならない。
- ✕ 建築物省エネ法
  - 12条6項、７項一号

4．「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けたときは、当該建築物の新築等のうち、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならないものについては、原則として、適合判定通知書の交付を受けたものとみなされる。
- 建築物省エネ法
  - ３５条８項

（Ｎｏ．27）　次の記述のうち、関係法令上、誤っているものはどれか。

1．「景観法」に基づき、景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、原則として、あらかじめ、その計画が、所定の規定に適合するものであることについて、市町村長の認定を受けなければならない。
- 景観法53条１項、62条

2．「都市緑地法」に基づき、緑化地域内において、敷地面積が 1,000 m2の建築物の新築又は増築をしようとする者は、原則として、当該建築物の緑化率を、緑化地域に関する都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度以上としなければならない。
- 都市緑地法35条1項
  - 同法施行令９条

3．「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、土砂災害特別警戒区域内において、予定建築物の用途が店舗である都市計画法に基づく開発行為をしようとする者は、原則として、あらかじめ、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進 に関する法律」に基づく都道府県知事の許可を受けなければならない。
- ✕ 土砂災害防止法10条１項、2項

4．「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、特定既存耐震不適格建築物の所有者は、当該建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、耐震改修を行うよう努めなければならない。
- 耐震改修促進法14条

都計法31条
宅地造成等規則法8条１項
宅地造成等規則法8条１項
水道法16条
土砂災害防止法10条１項、2項
土砂災害防止法10条１項、2項
土砂災害防止法１０条１項、２項
耐震改修促進法14条
耐震改修促進法１１条
耐震改修促進法16条１項
品確法94条1項
同法施行令5条
品確法94条1項
品確法95条1項
品確法６条１項、４項
品確法97条
都計法31条
長期優良住宅法５条３項
長期優良住宅法6条2項
都市緑地法35条1項
労働安全衛生法14条
景観法16条１項一号
景観法16条1項一号
景観法63条１項、62条
建築物省エネ法31条、32条１項
建築物省エネ法19条１項、４項
建築物省エネ法19条1項一号
建築物省エネ法12条6項、７項一号
建築物省エネ法３５条８項
建築物省エネ法34条1項
都市の低炭素の促進に関する法律60条
都市の低炭素化の促進に関する法律55条1項
都市の低炭素化の促進に関する法律60条
都市の低炭素化の促進に関する法律54条２項
建設リサイクル法9条１項、３項、10条１項
建設リサイクル法21条１項
建設リサイクル法９条１項、3項、10条1項
建設リサイクル法９条１項、3項、
宅建業法33条、36条
宅建業法35条１項六号の二